

年金三二知識

問い合わせ 戸籍・年金担当
☎76-2151 内線222、223

専業主婦の皆さん！ご存知ですか

第3号被保険者である奥様へ
厚生年金や共済年金などに加入するご主人に扶養されている奥様は、国民年金の第3号被保険者です。保険料はご主人の年金制度が負担しますので、奥様の名前で個別に納める必要はありません。

しかし、ご主人の定年退職や仕事を辞めた場合に注意が必要です。

変更手続きが必要な場合があります
第3号被保険者の立場はご主人あってのもの。例えばご主人が60歳で定年退職した場合、年金受給権があるご主人は年金に加入する必要がなくなります。しかし、奥様が60歳に満たない場合は、第3号から第1号被保険者への変更手続きをして保険料を納めなければなりません。

専業主婦の方が手続きを忘れがち
専業主婦の奥様の場合、この変更手続きを忘れがちです。ご主人の定年だけではなく、ご主人が仕事を辞めたときも、ご主人の国民年金への加入届けと共に、奥様は第3号から第1号への変更届を役場窓口に提出しましょう。

自動車点検整備 推進運動実施中

< 強化月間 >
平成26年9月、10月の2か月間

『ねえ、知ってる？クルマに乗る人は、点検整備しないとイケないんだって。』

～安全と環境保全には
クルマの点検整備が必要です～



北海道運輸局北見運輸支局
http://www.tenken-seibi.com

雇用トラブルの解決を支援する 『個別的労使紛争あっせん』

北海道労働委員会では、突然の解雇やパワハラ・セクハラ・時間外が支払われない等、雇用や労働条件のトラブルを解決する“あっせん”を行っています。

労働問題に精通した公益委員・労働者委員・使用者委員の3人一組が当事者から事情を聴き、公平な立場で問題点の整理・助言を行い、双方に歩み寄りによる解決を図ります。

申請は簡単・無料で秘密厳守の上、迅速に対応します。遠隔地には現地に出向いて申請受付・あっせんを行います。

ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/>
労働問題

【労働ホットライン】フリーダイヤル 0120-81-6105

電話受付時間：月～金曜日 午後5時～午後8時
土曜日 午後1時～午後4時

あっせんの相談申請

【北海道労働委員会事務局】☎011-204-5667（直通）

受付時間：月～金曜日 午前8時45分～午後5時30分
（いずれも祝日、年末年始を除く）

里親になりませんか！

『里親』とは、様々な事情により家庭で暮らせなくなった子どもたちを、自分の家庭に迎え入れて、愛情とまごころをこめて養育してくださる方のことを言います。北見児童相談所では、「虐待」「傷病」「離婚」など様々な理由で家庭で生活できない子どもの相談が後を絶ちません。現在、オホーツク管内には約60組の里親さんがおり、約30名の子どもたちが里親家庭で生活しています。

里親は、特別な方だけがなれるイメージをお持ちの方もいるようですが、特別な資格などは必要ではなく、実際にはどこにでもいる普通の家庭のお父さん、お母さんたちです。

里親には次の4つの種類があり、「養子縁組をしたい」「祖父母が孫を育てている」など事情に応じた区分もあります。

養育里親 保護者が引き取れるまで、又は児童が自立して社会に出るまでの間養育する里親。委託期間は、数年から十数年の長期間のケースの他、数日、数週間、数ヶ月という短期間だけお願いする場合もあります。

専門里親 養育里親等が一定要件を満たし研修を受講して登録し、被虐待児・非行児・障がい児を養育する里親です。

養子縁組里親 養子縁組を前提とする里親です。

親族里親 両親の死亡・行方不明等や特別な事情で養育できない児童を、祖父母や兄弟姉妹が里親として養育するものです。

オホーツク管内では、まだまだ里親さんが不足しており、管内各地に里親さんが増えていくことが望まれます。

是非、里親として登録いただき、家庭に恵まれない子どもたちの養育を担っていただければと思います。

里親を希望される方、里親制度についてもう少し知りたい方は、担当者からご説明いたしますので、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先

北見児童相談所（担当：若狭）☎0157-24-3498

10月は町道民税第3期

国民健康保険税第5期の納付月です

納付期限は10月31日（金）

口座振替をご利用の方は、引落口座の残高のご確認をお願いいたします。

問い合わせ先 住民企画課税務収納グループ

☎76-2151 税務担当（内線220・221）収納担当（内線218）

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」 北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

最低賃金額：時間額 748円（効力発効日まで734円）
効力発効年月日：平成26年10月8日

最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。

問い合わせ先 労働基準監督署（北見支署）

☎0157-23-7406

木質ペレットストーブ購入費補助のご案内

地球温暖化防止や津別町の森林資源の地産地消を目指し、木質ペレットストーブを購入する方に対して、購入費の一部を補助します。

補助の対象者

津別町内に住所を有し、町内の住宅や事業所、自治会などの活動拠点施設に木質ペレットストーブを設置する方
町税を滞納していない方

平成27年3月31日までに購入し、設置できる方
ペレットストーブの使用状況等について、町が行うモニター調査に協力できる方

補助の申請書類

補助金等交付申請書 誓約書兼同意書
経費の内訳が明記されている見積書の写し
ペレットストーブ設置位置図及び平面図
ペレットストーブの仕様等が確認できるカタログ

補助を希望される方は、ペレットストーブ購入前に補助の申請手続きを行ってください。

問い合わせ・申請先 産業振興課 再生可能エネルギー推進グループ ☎76-2151（内線318）

津別の物産が大集合！ 第4回つべつ産業まつり

日時 / 10月19日（日） 午前10時～午後3時
会場 / さんさん館 及び町道105号線の一部

各種物産販売、フードコーナー、
アトラクションなど盛りだくさんの内容！
詳細は、後日、新聞折り込みチラシ等で
ご案内します。



昨年の産業まつりの様子

問い合わせ先 産業振興課 ☎76-2151（内線261）

主催 つべつ産業まつり実行委員会（JAつべつ・商工会・まちづくりセンター運営協議会・津別町）

補助金の額等

ペレットストーブ（中古品を除く）本体（設置費等を除く）の税抜き価格の3分の2以内（千円未満は切り捨て）で、1台25万円を限度とします。

その他

設置完了後、補助事業等実績報告書を提出していただきます。

町による現地確認調査を実施します。

補助金の交付は、現地調査後となります。

その他、津別町木質ペレットストーブ導入支援事業補助金交付要綱によります。